

権利擁護の そうだんコーナー



今月のそうだん

高齢者を消費者被害から守るには…。

ひとり暮らしをする兄から、

「マルチ商法にひっかり困っている」と相談されました。

Q ひとり暮らしをする兄(73歳)を久しぶりに訪ねたところ、居間に健康食品の段ボール箱が積み上げられていました。

事情を聞いたところ、昔の仕事仲間から「健康食品を紹介し販売すれば、紹介料が入る。最初に商品を購入しなければならぬが、商品は良いものばかりですぐに売れる。一緒にやらないか。」と誘われたそうです。何度も断ったらしいのですが、自宅まで来て説得され、100万円分の商品を購入したとのことでした。

しかし、誰にも紹介することができず、そのまま残ってしまった上に、商品を購入する際にお金を借りたとのこと、その返済にも困っていると相談されました。どのように対応すればいいのでしょうか。

A このような商法をマルチ商法といいます。

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々と販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていきます。

実際は、販売組織の会員となっても販売成果は上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させたりと、非常に問題の起こりやすい取引形態です。

このことが原因で、親戚や友人との関係が壊れてしまうケースも少なくありません。

身近な人からの勧誘は断りにくいと思いますが、「簡単に稼げる」「紹介料がたくさん入る」など甘い誘いであっても、安易に信じることなく、毅然と断る勇氣を持つことが大切です。

また身近な人が消費者被害で悩まれているようでしたら、話をきいてあげてください。

すでに被害に遭われた場合でも、被害回復の可能性があるので、消費生活センターや法テラスなど専門機関にご相談ください。

〈相談窓口〉 宍粟市消費生活センター(宍粟市役所北庁舎2階 電話63-2225)
法テラス・サポートダイヤル(電話0570-078374)

○相談窓口については、5月にお配りした「宍粟市社協 総合相談ガイドブック」で詳しく紹介しています。

※今月のこのコーナーは、消費者庁が発行した「マルチ商法にご用心」のパンフレットを参考に作成しました。

【宍粟市社会福祉協議会 本部:前野瑞恵】



ヘルパー2級資格取得を目指して!! 介護員養成研修が スタート!



開講式であいさつをする段林繁副会長

宍粟市社協介護員養成研修の開講式を9月1日(土)一宮保健福祉センターで行いました。

今回の研修には、19名の方にお申込みいただきました。

21日間にわたる全ての日程を修了すると、ホームヘルパー2級の資格が得られます。受講されるみなさん、来年1月27日の閉講式をめざし、最後までがんばってください。

◎結婚相談

宍粟防災センター
10月4日・18日(木)
午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター
9月21日・28日(金)
10月5日・12日・19日・
26日(金)
午後1時30分～4時

※予約制となっております。
(山崎支部 62-5530)

常時、社協各支部の窓口
で、介護に関する相談や苦
情、福祉サービス等の相談
を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごとは社協へ!